

## 市町村合併について

石川県地方課広域行政推進室

課長補佐 山崎雄治



現在、我が国では、日常生活圏の拡大、少子・高齢化の進行、地方分権の推進など社会情勢が大きく変化する中、国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況が続いている。基礎的地方公共団体である市町村は、総合的な行政サービスを提供することが求められています。

これまで市町村では、こうした市町村行政の課題に取り組む中で、職員の資質向上や行財政改革の推進などを図っていますが、分権型社会を迎える行政体制をつくりあげる意味でも、行財政能力の向上や広域的な対応が喫緊の課題になっています。

ご承知のとおり、本県の市町村数は41であり、全国的にも市町村数は少ない方から5番目であります。

これは、昭和28年から30年代前半にかけて行われた、いわゆる「昭和の大合併」において、積極的に合併が進められたことによるものであり、その後40年間ほとんど変わらない状況にあります。

現在、全国の市町村のうち、人口1万人未満が約半数、人口2万人未満の市町村は7割を占めており、本県でもほぼ同じ割合にあります。

人口規模がすべてを決めるわけではないと考えていますが、地方分権がこれから大きく前進していく中で、市町村の規模が、このままでいいのかどうかについても議論を深めていく必要があります。

一般的に、小規模な市町村は、財政力も脆弱であり、効率的な行財政運営を図るうえからも行財政基盤の強化、底上げを図ることが必要であり、市町村合併の議論は避けて通れない課題となっています。

このため県では、平成12年7月に各界の代表者からなる「石川県広域行政検討委員会」を設置し、幅広い観点から論議・検討をしていただき、昨年2月に合併を含めた市町村の広域行政を議論する際の参考となる「石川県広域行政推進要綱」を策定しております。

この要綱では、合併議論をしていただくためのたたき台として、A、B、Cの3つのパターンを示しています。

- ・ Aパターン：概ね人口1万人未満の市町村の解消を目指す組合せ  
(9組合せ—22市町)

- ・ Bパターン：概ね人口2万人未満の市町村の解消を目指す組合せ  
(11組合せ－17市町)
- ・ Cパターン：概ね人口5万人以上を目指す組合せ  
(8組合せ－10市)

### 合併のメリット

市町村合併のメリットとしては、一般的に、

- ① 公共施設の利用等が広域的に可能となり住民の利便性が向上することや
  - ② 広域的な視点に立ったまちづくりの展開が可能となること、
  - ③ 専任の職員や組織の設置が可能となり高度かつ多様な施策が展開できること、
  - ④ 行政組織の合理化や公共施設の効率的な配置により類似施設の重複が無くなること、
- などの効果が期待されています。

市町村合併の検討に当たっては、各地域の特性に応じた効果等が明らかにされることが必要です。

### 合併に消極的となる事項等

一方、合併に消極的となる理由（デメリット）につきましては、

- ① 住民の意見が施策に反映できにくくなるおそれがあることや
  - ② きめ細かなサービスができにくくなるおそれがあることなどが考えられますが、これらにつきましては
- ・ 周辺部のことにも配慮した「市町

- 村建設設計画」の策定
  - ・ 旧市町村の区域ごとに市町村長に意見を述べることができる「地域審議会」制度の活用
- などの方策により、住民の方々のご理解を得て、不安の解消に努めていかなければならぬと考えています。

県としては、市町村の自主的な合併を支援し、気運を醸成するため、体制整備として、昨年4月に「広域行政推進室」を設置したほか、6月に知事を本部長とする「石川県市町村合併支援本部」を設置し、支援策等を総合的・効果的に実施するための全庁横断的な支援体制を整備したところであります。

さらに、財政支援については、市町村や公団体が行う説明会等の開催に対する助成や合併前に関係市町村の社会資本、施設整備、財政状況等の格差を調整するため、1市町村あたり、2.5億円を交付する県独自の支援策等を講じることとしております。

また、情報提供については、各市町村等からの要請により担当者を派遣して、住民の方々や市町村職員、議会議員さんに対して合併説明会をこれまで180回以上実施するとともに、昨年7月に、県主催のシンポジウムを開催したほか、10月から12月にかけて、県内5つの広域圏で地域別フォーラムを順次開催いたしましたところであります。

県内各地域において市町村合併に対する取組みが進展ってきており、市町村や住民の合

併に対する関心は、県下全般で高まってきて  
いると受け止めております。

特に高松町、七塚町、宇ノ気町の河北郡北  
部3町並びに七尾市及び田鶴浜町、中島町、  
能登島町の鹿北3町の2地域がそれぞれ本年  
4月1日に法定合併協議会を設置したほか、  
志賀町と富来町が任意合併協議会を設置する  
など、各地域とも主体性をもって合併に対す  
る取組みを進めております。

市町村の合併は、その存立に関わる重大な

事柄であり、地域の将来はその地域が決定す  
べきであることから、住民の意思が尊重され、  
上意下達や強制によることなく、無理のない  
形で行われることが必要であります。

県では、合併特例法の期限が平成17年3  
月であることを踏まえ、今後とも関係市町村  
や住民の方々により、しっかりとした議論が  
行われるように努めていくとともに、合併し  
ようとする市町村に対しまして、より積極的  
な支援をしていくこととしております。

## 自主的合併とはどのような選択肢であるか －市町村中心の自治と合併の関係

関西学院大学教授 小 西 砂千夫



### 1 改革の進む町 での感想

自治体改革で評価の  
高い町に伺う機会があ  
った。人口規模のごく  
小さい自治体ながら、  
予算書の改革などに始  
まって注目すべき成果をあげている町である。  
市町村合併について議論する機会があったの  
だが、私としては非常に話がしやすかった。  
小規模自治体にとって行政合併に対する理解  
が得にくい理由が次のように2つあるにもか  
かわらず、その町ではその問題を超えている  
感があったからである。

小規模町村にとっての役場とは単なる行政  
組織の拠点以上の意味がある。その地域の住  
民にとっての「運命共同体のシンボル」は、  
小学校でもJAでもなく、役場であることが  
多いからである。役場の合併とはしたがって、  
理屈なしに恐ろしいことである。集落の求心  
力を失わせ、心のよりどころを挫くことにな  
る。これは役場が地域最大の産業というよう  
な現象を超えた問題であり、単なる利権構造  
などと評して否定できないものがある。都市  
部では市役所が移転しても、それが地域経済  
の構造をゆさぶる程の影響はないが、農村部  
はそうではない。

また、小規模町村は役所の組織風土として、